

島根地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数 (支援者数)	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所からおおむね5km圏内)	施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難開始	医療機関、社会福祉施設の入所者 481人 (456人)	避難準備を開始	対象施設 (14施設) 481人 ＜避難可能な者：65人＞ 支援者とともにバス3台、福祉車両4台で避難(65人) ＜避難の実施により健康リスクが高まる者：416人＞ (放射線防護対策を講じた自施設で屋内退避(416人))	避難先施設 (広域福祉避難所 16施設、医療機関 22施設) 放射線防護対策施設 (社会福祉施設 6施設、医療機関 1施設)	●避難計画を策定済み。 ●避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
		在宅の避難行動要支援者※1 281人 (281人)		対象者 281人 ＜避難可能な者：178人＞ 一時集結所(13か所) 支援者とともにバス2台で避難(20人) 支援者の車両で避難(158人) ＜避難の実施により健康リスクが高まる者：103人＞ 支援者の車両、福祉車両103台で避難(103人)	避難経由所(11か所) 避難先施設(17施設) 放射線防護対策施設 3施設	●避難可能な者は、避難経由所を経由して、指定された避難先へ避難。 ●避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動し、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
		その他の施設敷地緊急事態要避難者※2 476人		対象者 476人 一時集結所(13か所) バス2台で避難(54人) 自家用車で避難(422人)	避難経由所(11か所) 避難先施設(50施設)	●妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。
		学校・保育所等の児童等 1,702人 (343人)		対象施設(12施設) 1,702人 保護者※4 引渡し	緊急退避所 松江市総合体育館(予備：くにびきメッセ) 避難経由所(11か所) 避難先施設(50施設) バス(職員同乗)により移動	●警戒事態で授業を中止し、保護者に引渡し。 ●警戒事態で保護者への引渡しができず、施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、PAZ外の緊急退避所に移動し、保護者に引渡し。 ●緊急退避所で引渡しができず一時移転等対象区域となった場合、避難先で保護者に引渡し。
	（原災法15条）全面緊急事態	一般住民※3 8,197人	一般住民の避難準備を開始	対象者 8,197人 一時集結所(13か所) バス27台で避難(920人) 自家用車で避難(7,277人)	避難経由所(11か所) 避難先施設(50施設)	●住民はあらかじめ定められた避難先へ避難。 ●自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、島根県及び松江市が確保したバスで避難。
	PAZ内人口	8,197人				

※1 在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態要避難者が対象
※2 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口
※4 警戒事態に至った時点で対象施設において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保育所・幼稚園の児童は施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始、それ以外の者は全面緊急事態で避難開始
※5 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、緊急退避所において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保護者とともに緊急退避所で待機し、全面緊急事態で避難開始

島根地域の緊急時対応（概要版） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	屋内退避／一時移転(1週間程度内に実施)の流れ				備考	
			警戒 事態	施設敷地 緊急事態	全面緊急事態 OIL2となった場合※2			
UPZ (発電所 からおおむ ね5～30km 圏内)	医療機関の 入所者	島根県 5,552人 鳥取県 291人 合計 5,843人			屋内退避 (49施設: 5,843人)	一時移転 対象者	避難先施設 (559施設)	● 避難計画等に基づき、島根県及 び鳥取県が関係機関と調整した 避難先へ移動。
	社会福祉 施設の入所者	島根県 9,413人 鳥取県 1,371人 合計 10,784人			屋内退避 (356施設: 10,784人)	一時移転 対象者	避難先施設 (697施設)	● 施設ごとの避難計画等で決めて いる避難先へ移動。
	在宅の避難 行動要支援者	島根県 20,102人 鳥取県 1,292人 合計 21,394人			屋内退避 (21,394人)	一時移転 対象者	避難先施設 (2,164施設)	● 避難先自治体が準備した避難先 へ移動。 ● 避難先で特別な配慮が必要な避 難行動要支援者は、避難先自治 体が準備した施設へ移動。
	学校・保育所 等の児童等	島根県 55,537人 鳥取県 8,077人 合計 63,614人	対象施設 (416 施設)	屋内退避 (416施設: 63,614人)	一時移転 対象者	避難先施設 (1,467施設)	● 警戒事態以降、又は施設敷地緊 急事態の段階で、児童等の帰宅、 又は保護者への引渡しを開始。 ● 保護者に引渡しができなかった場 合、全面緊急事態で屋内退避を 実施。その後の指示に基づき避 難先へ移動し、保護者に引渡し。	
	一般住民※1	島根県 363,720人 鳥取県 68,148人 合計 431,868人	保護者 引渡し	屋内退避 (431,868人)	一時移転 対象者	避難先施設 (1,467施設)	● 避難計画で定めている避難先へ 移動。 ● 自家用車や県が確保したバスで 移動。	
	UPZ内人口	431,868人						島根県及び鳥取県がそれぞれの県内のバス会 社等から必要となる輸送手段を確保し、不足する

※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口

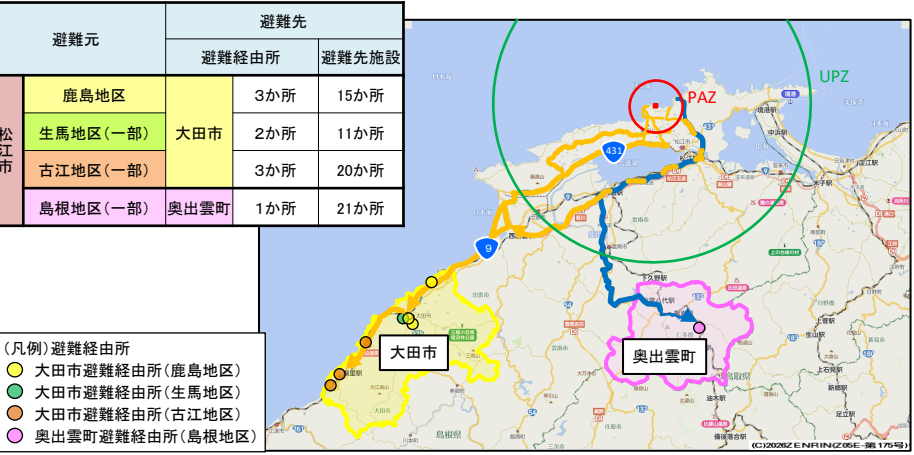
※2 OIL2を例に示したもの。UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された地域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を実施した上で、必要に応じ避難経路所を経由し避難先まで移動

島根県及び鳥取県がそれぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や国の支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。

島根地域の緊急時対応（概要版） ④島根地域の実状に応じた対策

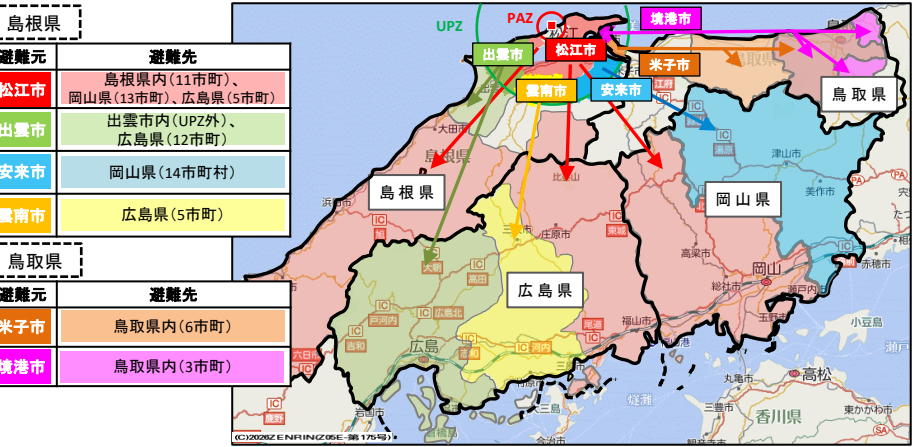
1. PAZにおける対応

- 避難が必要となった場合、自家用車で避難する住民は、松江市の3地区（鹿島地区、生馬地区、古江地区）については、大田市内の避難経路所を経由し、避難先へ避難。島根地区については、奥出雲町内の避難経路所を経由し、避難先へ避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経路所を経由し、避難先へ避難。



2. UPZにおける対応

- 全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施。その後、一時移転等の指示があった場合、一時移転等を実施。
- 島根県内の住民については、島根県内又は岡山県、広島県の避難先へ一時移転等を実施。鳥取県内の住民については、鳥取県内の避難先へ一時移転等を実施。
- 避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。



3. 避難を円滑に行うための対応策

- 島根県では、警察本部交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一齐に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。



4. 住民等に向けた原子力防災情報の提供

- 避難に関する情報をまとめた「地区別広域避難計画パンフレット」をPAZ及びUPZの全地区分作成し、ホームページで公表するとともに各戸へ配布。
- その他広報誌を定期的に発行し、ホームページで公表するとともに配布。



島根地域の緊急時対応（概要版） ⑤住民の安全確保に向けた主な対策

1. 島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

緊急時モニタリング地点174地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位ごとに関連付けを行っている。

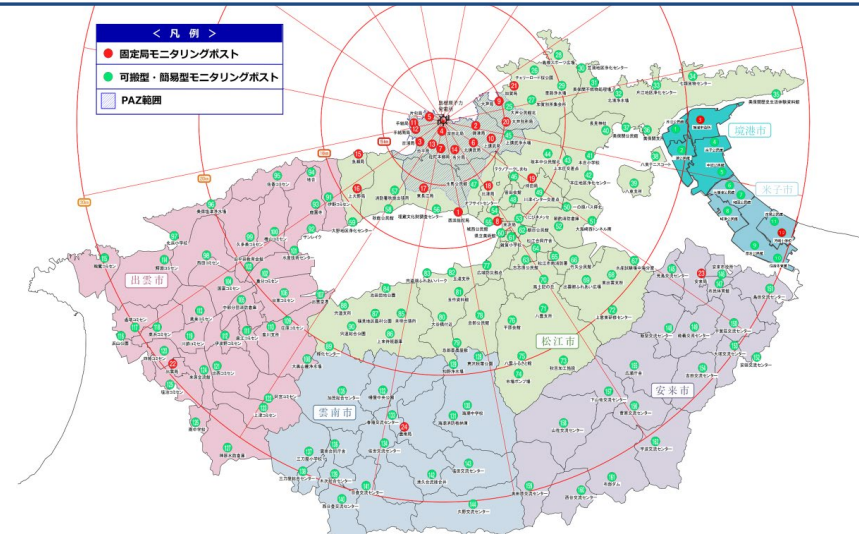
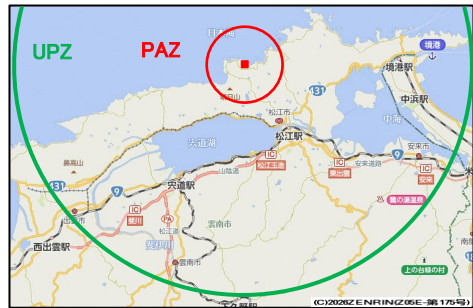


図 島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

2. PAZ及びUPZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対して、令和8年3月現在、40歳未満の者に対し、888人に事前配布を実施。
- UPZ内の住民に対しては、障がいや病気等により緊急時の速やかな受け取りが困難で、配布を希望する住民を対象に、令和8年3月現在、1,127人に事前配布を実施。
- 住民の利便性を考慮し、説明会方式での配布のほか、島根県では薬局における配布、鳥取県では郵送による配布を実施。



＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞
医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。

（事前配布説明会の様子）

OPAZ内住民への事前配布状況

	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者
松江市	2,140人	876人

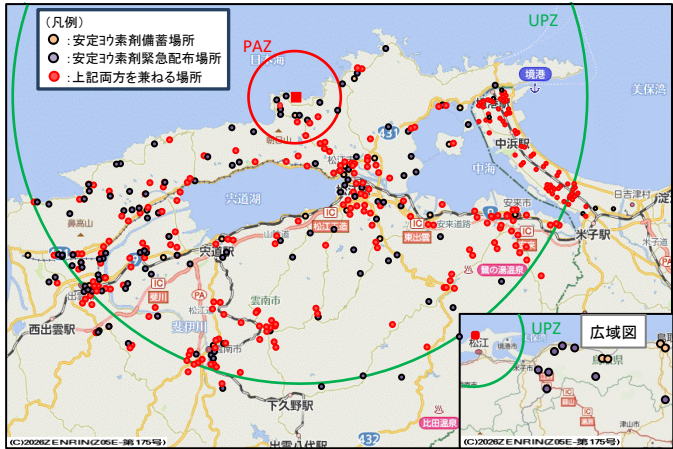
※このほか、PAZ内の事業所に勤務する40歳未満の希望者（PAZ外在住）12人に対して事前配布を実施。

OUZP内住民への事前配布状況

	40歳未満の配布済者
松江市（PAZを除く）	512人
出雲市	222人
安来市	50人
雲南市	48人
米子市	141人
境港市	154人
合計	1,127人

3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 島根県及び鳥取県では避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、計283施設に備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、関係市等は備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所（計377か所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

島根県：206か所
鳥取県：77か所

必要に応じて関係市等が安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

島根県：計298か所（一時集結所等）
鳥取県：計79か所（一時集結所、避難退域時検査場所等）

4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 島根県、鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、候補地をあらかじめ準備。（全21か所※）
- 鳥取県では、避難退域時検査用資機材を一括保管するための原子力防災支援基地を整備。



鳥取県における避難退域時検査場所の候補地	
出雲市	浜山公園 他4施設
雲南市	道の駅掛合の里 他4施設
安来市	中海ふれあい公園 他2施設
伯耆町	大山PA※

※大山PAは、両県の避難避難退域時検査場所候補地

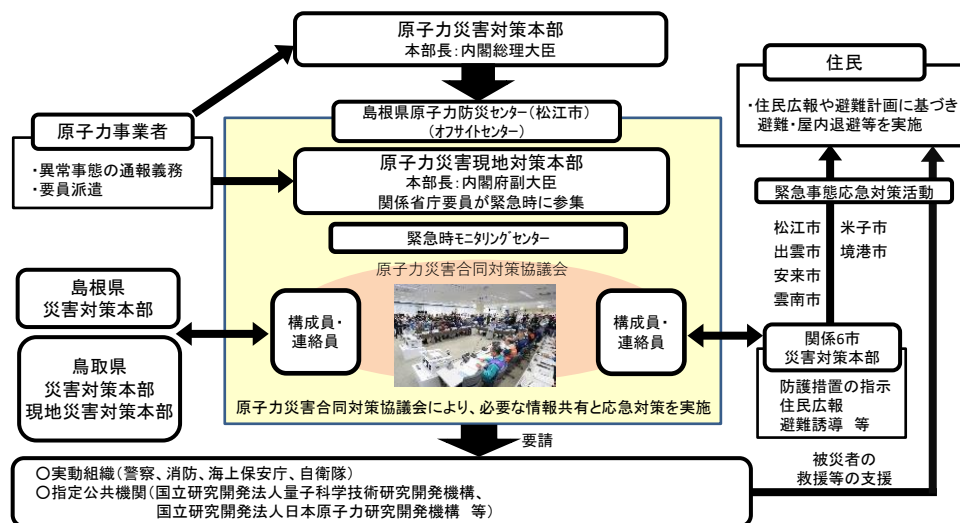
鳥取県における避難退域時検査場所の候補地	
琴浦町	東伯総合公園体育館
大山町	中山農業者トレーニングセンター、名和農業者トレーニングセンター
江府町	江府町立総合体育館
伯耆町	伯耆町B&G海洋センター、大山PA※
倉吉市	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
智頭町	旧那岐小学校

鳥取県原子力防災支援基地	
鳥取市	鳥取基地
江府町	江府基地



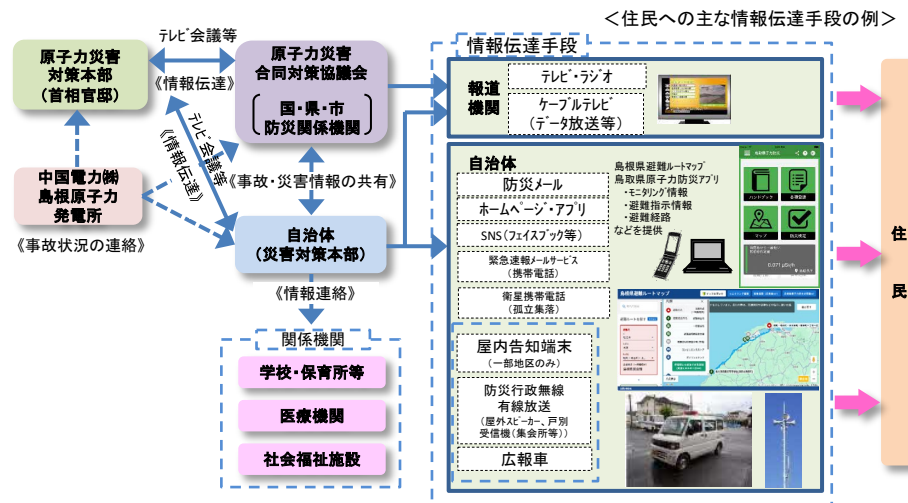
⑥緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



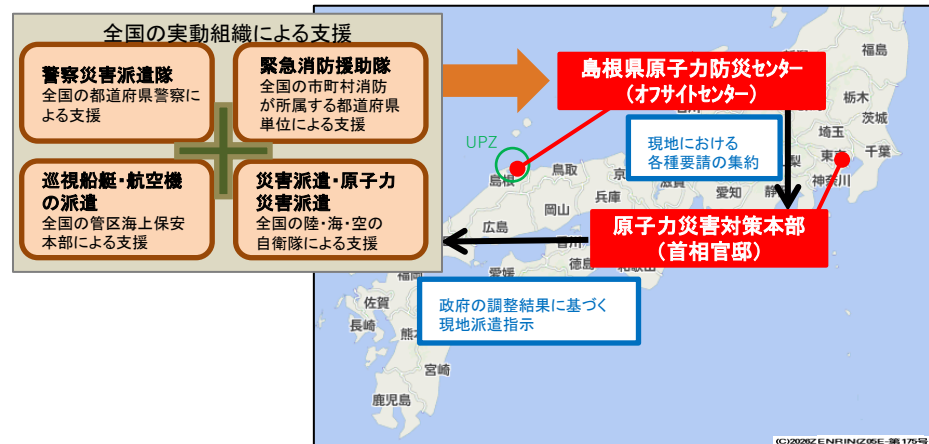
2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。



3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサットセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省・自衛隊

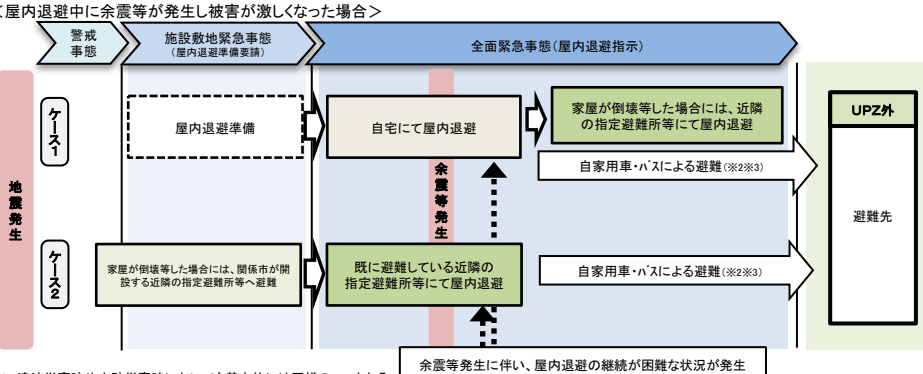
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



島根地域の緊急時対応（概要版） ⑦複合災害時等における防護措置

1. 自然災害等（地震、津波等※1）により屋内退避が困難となる場合の防護措置

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市が開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUP2外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び島根県・鳥取県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を実施。

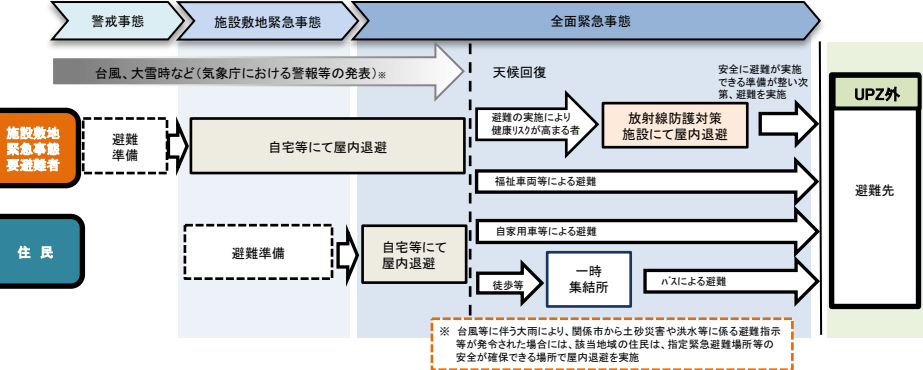


- ※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。
- ※2 関係市が開設する近隣の別の指定避難所等へ受入可能な場合には、当該避難所等へ移動し、そこで屋内退避を行う。
- ※3 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するよう場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が附着しないようにレインコート等を用いたり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、ガールやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

2. 台風や大雪時などにおける防護措置

- 台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態に至った段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び島根県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応（PAZの例）＞（外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



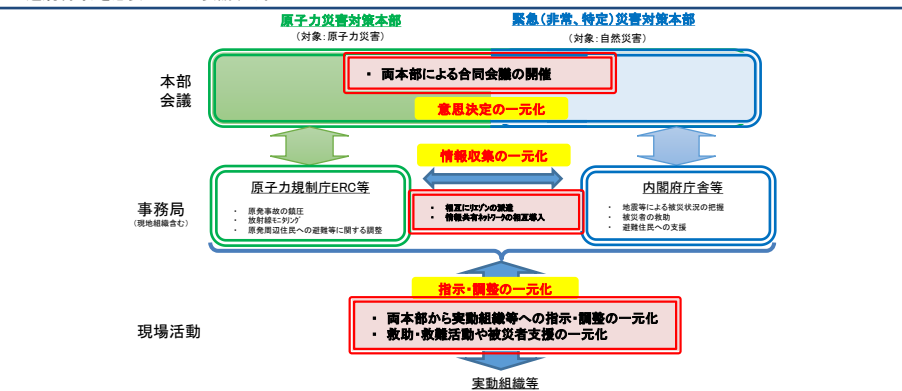
※ 台風等に伴う大雨により、関係市から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施

3. 複合災害時の避難に係る基本的な考え方

- 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
- 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難を実施組織の支援を得て実施、または屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- この他、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

4. 複合災害時における対応体制

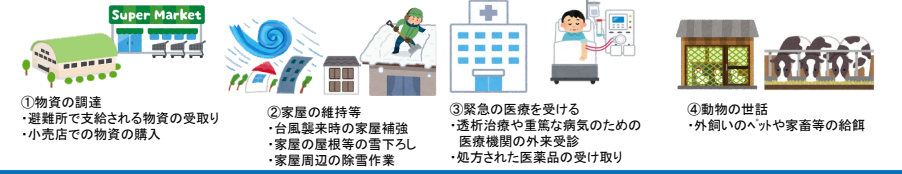
- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」等と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルバントにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓閉等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓閉作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する。



5. 屋内退避中の一時的な外出等

- 【住民が自らの生活を維持するための外出】
- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

住民が自らの生活を維持するための外出の例



- 【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】
- 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着を指示し、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- 医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続。
- 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出（従業員の出退勤、必要な商品の搬入等）は可能。
- 小売業等の民間事業者に対して、原子力発電所の状態や放射性物質の放出見込み等の活動に当たって必要な判断材料を提供。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等
※2 物資輸送や道路啓閉、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等